

玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会設置要綱

(目的)

第1条 県は、玄海原子力発電所の再稼働に関して、様々な観点からの意見や専門的なアドバイスをいただくため、玄海原子力発電所の再稼働に関して広く意見を聴く委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員会の委員は、別表1に掲げる者とし、知事が委嘱又は任命する。

(会長)

第3条 委員会に会長を置く。

2 会長は副知事をもって充てる。

3 会長は委員から次の各号に掲げる事項について聴取し、又は報告を受ける。

- (1) 玄海原子力発電所の再稼働に関する様々な観点からの意見
- (2) 玄海原子力発電所の再稼働に関する専門的なアドバイス
- (3) その他必要な事項

(専門部会)

第4条 専門的なアドバイスを受けるため、委員会に、原子力安全専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

2 専門部会の委員は、別表2に掲げる者とし、知事が委嘱する。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、専門部会における意見を会長に報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(事務の処理)

第7条 委員会の事務は、産業労働部において処理する。

2 専門部会の事務は、県民環境部において処理する。

(その他)

第8条 委員は、会議の開催にかかわらず、書面等により会長に意見等を述べることができる。

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が、ま

た専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が、別途定めることができる。

附 則

この要綱は、平成28年12月20日から施行する。

(別表1) 委員会の委員

| 分野 | 氏名 | 所属・職名 |
|-------|---|---|
| 佐賀県 | 副島 良彦 | 佐賀県副知事 |
| 農業 | 金原 壽秀 堤 武彦 岩永 康則 家永 美子 | 佐賀県農業協同組合 代表理事組合長 唐津農業協同組合 代表理事組合長 伊万里市農業協同組合 代表理事組合長 J A佐賀県女性組織協議会 会長 |
| 水産 | 川寄 和正 徳永 重昭 西村 陽子 | 佐賀玄海漁業協同組合 代表理事組合長 佐賀県有明海漁業協同組合 代表理事組合長 佐賀県漁協女性部連合会 会長 |
| 林業 | 福島 光洋 | 佐賀県森林組合連合会 代表理事会長 |
| 経済 | 井田 出海 枝吉 眞喜子 飯盛 康登 古舘 日登美 内田 健 村岡 安廣 | 佐賀県商工会議所連合会 会長 佐賀商工会議所 女性会会長 佐賀県商工会連合会 会長 佐賀県商工会連合会 女性部連合会 会長 佐賀県中小企業団体中央会 会長 佐賀経済同友会 代表幹事 |
| 医療 | 池田 秀夫 寺尾 隆治 佛坂 浩 三根 哲子 | 佐賀県医師会 会長 佐賀県歯科医師会 会長 佐賀県薬剤師会 会長 佐賀県看護協会 会長 |
| 労働 | 青柳 直 北野 修 | 日本労働組合総連合会 佐賀県連合会 会長 佐賀県労働組合総連合 議長 |
| 福祉 | 松永 宣子 藤岡 康彦 松尾 義幸 | 佐賀県老人福祉施設協議会 会長 佐賀県介護老人保健施設協会 会長 佐賀県障害者社会参加推進協議会 会長 |
| 教育 | 倉光 健二 | 佐賀県 PTA 連合会 会長 |
| 消費者等 | 岩本 諭 柳瀬 映二 山田 浩史 三苫 紀美子 | 佐賀消費者フォーラム 理事長 佐賀県平和運動センター 事務局長 佐賀県連合青年団 事務局長 佐賀県地域婦人連絡協議会 会長 |
| 学識経験者 | 工藤 和彦 | 原子力安全専門部会 部会長 |

(別表2) 専門部会の委員

| 氏名 | 所属・職名 | 専門分野 |
|-------|---------------------|----------------------|
| 工藤 和彦 | 九州大学名誉教授 | 原子力工学（原子炉工学、原子力安全工学） |
| 井嶋 克志 | 佐賀大学大学院工学系研究科 教授 | 地震工学 |
| 出光 一哉 | 九州大学大学院工学研究院 教授 | 原子力工学（核燃料工学） |
| 片山 一成 | 九州大学大学院総合理工学研究院 准教授 | 原子力工学（核融合工学） |
| 竹中 博士 | 岡山大学大学院自然科学研究科 教授 | 地震学 |
| 續 輝久 | 九州大学大学院医学研究院 教授 | 基礎放射線医学 |
| 守田 幸路 | 九州大学大学院工学研究院 教授 | 原子力工学（原子炉工学、熱流動） |